

令和2年第1回太子町議会定例会（第484回町議会）会議録（第5日）

令和2年3月24日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第15号 町道路線の認定について
- 3 議案第17号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第18号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第26号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 議案第14号 財産の取得について
- 7 議案第20号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第21号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第22号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第23号 太子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について
- 11 議案第24号 太子町町医及び太子町公立学校医設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第27号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上7件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 議案第31号 令和2年度兵庫県太子町一般会計予算
(令和2年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 14 議案第32号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 15 議案第33号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 16 議案第34号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第35号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 18 議案第36号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 19 議案第37号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 20 意見書案第1号 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書の提出について
- 21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第15号 町道路線の認定について
- 3 議案第17号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 4 議案第18号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第26号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上4件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 6 議案第14号 財産の取得について
- 7 議案第20号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第21号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第22号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第23号 太子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について
- 11 議案第24号 太子町町医及び太子町公立学校医設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第27号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(以上7件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 議案第31号 令和2年度兵庫県太子町一般会計予算
(令和2年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 14 議案第32号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 15 議案第33号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 16 議案第34号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第35号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 18 議案第36号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算
- 19 議案第37号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 20 意見書案第1号 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書の提出について
- 21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	10番	福井輝昭
11番	清原良典	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 大谷員代 書記 森文彰

書 記 三 井 和 代

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	名 倉 嗣 朗
教 育 長	沖 汐 守 彦	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	木 村 和 義	経 済 建 設 部 長	八 幡 充 治
教 育 次 長	栄 藤 雅 雄	財 政 課 長	嶋 津 一 弥
監 査 委 員	蓮 本 了 遠		

(開議 午前10時03分)

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和2年第1回太子町議会定例会第5日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第1、諸般の報告を行います。

組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されました、したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第15号 町道路線の認定について

日程第3 議案第17号 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第18号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第26号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第2、議案第15号町道路線の認定についてから日程第5、議案第26号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 皆様おはようございます。

ただいまから総務経済建設常任委員会に付託されました議案につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第15号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月9日月曜日午前10時から午後2時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

都市計画法第40条の帰属により認定する5路線（大町団地3号線、同4号線、壺丁田団地4号線、太田五反田団地6号線、鶴榎ノ本団地線）の現地視察を行い、特に指摘事項はなかった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第17号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月9日月曜日午前10時から午後2時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①臨時的任用をされる職員、その他の法律により任期を定めて任用される職員について、現行条例でもあるがとの質疑に、従前は太子町社会福祉協議会だけが派遣先であったが、このたび農業法人の兵庫県農業共済組合にも職員を派遣するというので、言うなれば普通の民間団体である。勤務年数が途切れた形で派遣されてしまうので、それらを避ける意味で最終的な職員と変わらない形を守るため、町の身分を持ったまま併任の形でいくので、こういう特例を整理したものであり、任命権者は町長であるとの答弁があった。

②兵庫県農業共済組合に職員を派遣するが、何人で何年の派遣かとの質疑に、1人であり、派遣法には3年を超えないこととなっているので3年以内であるとの答弁があった。

③第8条の規定では任命権者が町長に報告するということになるが、これでよいのかとの質疑に、町長部局からの派遣であれば、町長が町長に報告する形になるが、教育委員会からの派遣であれば教育委員会、議会であれば議長ということになり得るとの答弁があった。

④派遣職員は希望制なのか、命令なのか、それによって業務に支障は出ないのかとの質疑に、通常の人事異動の範囲で配置されるものと考えている、影響は極めて少ないと考えているとの答弁があった。

⑤派遣中の職員の待遇は町か、派遣先かとの質疑に、基本的には派遣先が持つものと考えているとの答弁があった。

⑥第2条、第3条で「その職員」が「その役職員」になっているが、その理由はとの質疑に、法律に合わせたものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第18号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月9日月曜日午前10時から午後2時36分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。主な質疑答弁。

①実施機関が町長と協議して決めるとあるが、この実施機関とはどの質疑に、町長部局、教育委員会部局、議会部局となる。議員については兵庫県町議会議員公務災害補償組合規約に基づき補償が行われるものであるとの答弁があった。

②パートタイム会計年度任用職員についてはどうなっているのかとの質疑に、それについても報酬になるので従来どおり公務災害補償は支払われる。なお太子町では現段階でフルタイムの任用はないとの答弁があった。

③平均給与額について、連続性のない任用職員が公務災害法上空白期間に従事した場合、その方に対し一定の期間、適切な期間を定めてと考えているのかとの質疑に、平均額についてはけがをした直近3カ月を平均するもので、会計年度任用職員については空白期間はないという答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第26号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月9日月曜日午前10時から午後2時36分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。主な質疑答弁。

①連帯保証人が不要になった理由はどの質疑に、国が出した公営住宅管理標準条例に準拠し、内容が改定になり連帯保証人がなくなったとの答弁があった。

②連帯保証人が不要になれば、それらを担保する改正がないが、どう考えるのかとの質疑に、対策としては入居時に緊急連絡先を聞くことにしたとの答弁があった。

③家賃の滞納等にはどのように対処するのかとの質疑に、入居時に3カ月の敷金が入っており、1カ月でも滞納すればすぐに通知を出し納付の催促をしており、今のところ問題はないとの答弁があった。

④高齢者のひとり暮らしにはどのように対処するのかとの質疑に、保証会社の登録を国でもやっているの、そこへ紹介し、そこと契約していただくとの答弁があった。

⑤現在太子町では町営住宅を何戸持っており、入居率は幾らかとの質疑に、8戸中6戸であるとの答弁があった。

⑥2戸の住宅があいたままであるが、それらについて今後どのように考えているのかとの質疑に、地元自治会に相談しているが、何点かの問題があり、老朽化を直し次の方を入れるか、民間のアパートを借り上げ補助するかとの交付金活用ができるということを今後進めていきたいとの答弁があった。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第15号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行い

ます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第17号公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第18号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第26号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第14号 財産の取得について

日程第 7 議案第20号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第21号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第22号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第23号 太子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について

日程第11 議案第24号 太子町町医及び太子町公立学校医設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第27号 太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第6、議案第14号財産の取得についてから日程第12、議案第27号太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案7件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただ

いておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました7件の案件につきまして、委員会の審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第14号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、財産の取得について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月6日金曜日午前10時から午後5時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①J A 竜田支店跡の土地取得額3,300万円の財源の内訳はとの質疑に、地域活性化事業債を充て、充当率は90%で、その充当額に対して交付税措置が30%であるとの答弁があった。

②のびすくが借りている太田東地区農村交流センターの費用はとの質疑に、月額3万5,000円に光熱水費であるとの答弁があった。

③児童館とのびすくとの併合がスムーズにできるのかとの質疑に、のびすくは主に午前中、児童館は午後グループ事業を行っているので基本的には重ならないが、重なる場合があれば事業内容が同じ場合は1つに行えばよいのではないかと答弁があった。

④子育て学習センター・児童館統合計画において、のびすくや児童館と内容協議を行い、また児童館閉館の協議をまちづくり課と行っているが、その内容はとの質疑に、のびすく職員や児童館職員とともに現地を訪れ見てもらい、どのように使用するか、何が必要か等々を協議した。まちづくり課とは今後の改修計画における問題点等を協議し、さらに7月以降に統合に関する協議を行い、このたびの事業を具体的に詰めていく場と考えているとの答弁があった。

⑤令和2年度予算ではのびすく改修工事費として745万8,000円が計上されているが、その積算根拠はとの質疑に、この予算は担当課職員も同行して現場を見た上で、必要な工事や備品等を考えて予算計上したとの答弁があった。

⑥子供や保護者から要望があればどうするのかとの質疑に、今後必要なものがあれば本予算内で行い、緊急性があれば予備費を投入する必要がある、またその上で補正予算で対処していくとの答弁があった。

⑦計画の上では9月に準備、引っ越し、10月に新子育て学習センターの開設となっているが、もう少しじっくりと1年間協議しながら開設しても遅くはないのではとの質疑に、改修工事は1カ月半が内装工事のメインなので10月開設としたとの答弁があった。

⑧この建物は町の子育て支援拠点の1つであり、中心拠点としての位置づけではないようだが、今後子育て支援拠点のあり方をどうしていくのかとの質疑に、事業の内容がそこで十分完結するのであればそこが中心となりうるが、今後たくさんの方々が利用するようになると、ここだけでは不足し、もう1つの支援拠点が必要となる場合があるが、そのときはそれで対処していくとの答弁があった。

⑨子育て世代を支援していくビジョンが必要と考えるがとの質疑に、ビジョンは必要と思う、それに該当するものが今計画策定中の第2期太子町子ども・子育て支援事業計画であるとの答弁があった。

⑩現在借りている太田東地区農村交流センターは140平米で、今回のJ A施設は事務所部分が



110平方メートル、会議室が90平方メートルで間仕切りがあるが、同交流センターと同じような条件で使用できるのかとの質疑に、面積としては十分と考えている、同交流センターにはない授乳室や流し台つきの職員休憩室や、旧庁舎跡地にあるコンテナをこちらに入れる部屋としても使用でき、利便性が高いとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決し、下記の附帯意見をつける。

「1. 太子町における子ども・子育て支援事業のビジョンの早期確立をすること。

1. 本事業の整備に必要な予算措置を講ずること。」

賛成、堀委員、首藤委員、中藪委員、上山委員。反対、森田副委員長、長谷川委員。

なお、当日の委員会において長谷川委員から反対討論、上山委員から賛成討論がありました。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第20号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月6日金曜日午前10時から午後5時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①期限が来ているので延長するという意味かとの質疑に、この制度が発足して5年になるが、その間は支援員としてみならず特例があったが、その期限が今年度末で終了する、するとその間に研修を修了した職員しか支援員になれないので、採用時にその条件をつけると対象人数が減る心配があるので、さらに5年延長するものであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第21号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月6日金曜日午前10時から午後5時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①条例改正による影響はとの質疑に、限度超過世帯は41世帯から39世帯へ2世帯減である、また軽減世帯は22世帯で軽減額は93万1,850円であるとの答弁があった。

②改正により与える影響をどう分析しているのかとの質疑に、このたびの改正は中間及び低所得者へ配慮したものであり、国民健康保険者加入者の状況を考えると、対象者は増えてよいことではないかとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第22号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、太子町介

護保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月6日金曜日午前10時から午後5時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①条例改正により低所得者の保険料軽減が強化されるが、その影響はどの質疑に、住民税非課税世帯に対して影響がある。その中でも第1段階年間所得80万円以下が7割軽減で対象者1,193人、軽減額1,148万8,590円、第2段階は5割軽減で526人、675万3,840円、第3段階は3割軽減で469人、150万5,490円で、合計1,974万7,920円の軽減額で、軽減対象者は4人に1人であるとの答弁があった。

②軽減した分の負担割合はどの質疑に、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第23号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、太子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月6日金曜日午前10時から午後5時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①この条例の国の管轄は消防庁であるが、町ではなぜ高年介護課なのかとの質疑に、この条例の支援者名簿登載人は要介護認定者や障がい者及び手挙げ方式により名簿登載を希望している方であり、町の検討会議の結果で高年介護課になったとの答弁があった。

②近隣他市町ではこの条例を作成するに当たり、審議会等を開催して長期にわたり検討して条例制定となっているが、太子町では委員会での短時間での審議だけだが、それでよいのかとの質疑に、災害対策基本法に基づき条例を作成して要避難者名簿を作成する必要性から今回の条例制定となったとの答弁があった。

③自治会への条例の説明が7月ごろ実施されるが、他市町では条例制定前に行っているが、順序が逆ではないのかとの質疑に、他市町の条例制定の動きを見た上で、太子町では危機管理に対してスピード感を持って取り組むことと、またシステムの入れかえがあったので先に条例制定となった、制定後に丁寧な説明を行っていききたいとの答弁があった。

④申し出のあった手挙げ者等に対しての名簿登載の抜けないように、マニュアルの作成や連絡等はどうするのかとの質疑に、国基準の要介護度3から5、身体障害者1級または2級、療育手帳で障害の程度がA、精神障害者保健福祉手帳1級の方は本人が拒否しない限りは名簿登載をする。国基準が外れる方や申し出のあった人や手挙げ者に対しては民生委員等を通じて情報を共有するとの答弁があった。

⑤名簿の活用、運用をどうするのかとの質疑に、消防署、民生・児童委員、社会福祉協議会、各自治会長に手挙げ者の名簿を提供するとの答弁があった。

⑥この制度の周知はどうするのかとの質疑に、「広報たいし」2月号で名簿登録制度を説明し、民生委員が訪問するという記事を掲載したとの答弁があった。

⑦手挙げ者等の名簿更新を早くするべきではとの質疑に、民生委員が3年で更新時期を迎える。そのときに把握するのがよいと考えている、担当する名簿登載者の数も多いところがあるので3年がよいとの答弁があった。

⑧太子町として名簿をどう生かすのかとの質疑に、いざ災害のときには避難誘導も行いやすくなり、被害を最小限に抑えることができるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決し、下記の附帯意見をつける。

「自治会、民生委員等に対し、十分な説明を行うこと。」

次、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第24号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、太子町町医及び太子町公立学校医設置条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月6日金曜日午前10時から午後5時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①町医及び学校医で、重複は数えないで実質何名かとの質疑に、学校医は内科医8名、眼科医1名、耳鼻咽喉科医2名、歯科医9名で、重複者は内科医3名、眼科医1名、耳鼻咽喉科医2名、歯科医2名である、また町医は4名であるとの答弁があった。

②条例の詳細説明はとの質疑に、町医等の従事事項が現状と合っていないことによる改正と町医、学校医、嘱託医の職務を明確化したことであるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第27号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月6日金曜日午前10時から午後5時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①体育館では今まで営利目的の使用は許可しなかったが、今回の条例改正で許可になった理由はとの質疑に、リニューアル後の研修室はダンススタジオや各種講座、教室を営利で開催できるようにしたのが理由であるとの答弁があった。

②営利を目的とするどんな団体でも受け付けるのかとの質疑に、教育委員会が使用上不適当と認めたときは許可しないという1項があるので、実績等総合的に判断するとの答弁があった。

③住民の使用が妨げられないような新たな受付管理をしていくのかとの質疑に、受け付けは従前どおり前月からの予約申込制であるとの答弁があった。

④予約申し込み日時等が重なる場合もあると思うがとの質疑に、体育館に空き状況がわかる表示をするとともに、4月からネット予約ができるように調整していくとの答弁があった。

⑤使用料が高いので営利目的で商売をするおそれもあると思うがとの質疑に、条例にのっとって気をつけて受け付けをするとの答弁があった。

⑥使用料金改正の根拠はとの質疑に、人件費を除いた維持管理費を使用料で全て賄うことを基本とし、使用する面積に応じて勘案して料金改正を行ったとの答弁があった。

⑦ネーミングライツの計画はとの質疑に、あすかホール、陸上競技場とともに総合的に公募していくとの答弁があった。

⑧年間を通じて使用する団体の使用料金はとの質疑に、従前どおりの減免規定を適用するとの答弁があった。

⑨トレーニング室からフィットネスルームになり、新しい機器も導入されたが、使用方法の講習はどうするのかとの質疑に、これまで講習を受けた方も、また初めて利用される方も新しい機器の取り扱いの講習を受けていただくとの答弁があった。

⑩健康教室等に行わないのかとの質疑に、高齢者や生涯スポーツとして健康増進を目的とした教室や使用方法を今後検討していきたい、特にさわやか健康課と連携して「みんなでラジオ体操」等の事業やフィットネスルームを使用した事業等を考えているとの答弁があった。

⑪本来営利目的であるが、非営利として使用料を納めていることが実際にあるが、どうするのかとの質疑に、そういう情報が入れば団体の責任者呼んで事情を聞き、対処していくとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第14号財産の取得について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

多数ですので、ぜひとも要点を明確に簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

それでは、まず原案反対の方の発言を許します。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 この議案は財産取得についてであり、またこのことが町民福祉の向上に寄与すると強く思う。しかし、そのメリットをかなぐり捨てても次の理由により一石を投じる必要があると判断したため、あえて私はこの議案に反対する。

子育て支援施設とは、親としての自覚を育て、自信を持って楽しく子育てができるようにさまざまな活動や機会を提供していき、今よりも子育てがもっと楽しく、親子ともに喜んでいただけるように環境を整備し、充実しなければならない場所である。将来的には、利用状況や少子化を踏まえながら子供たちが交流し合い、活動できる場所でなければなりません。今回の一般質問及び福祉文教常任委員会での当局の答弁では、町幹部とトップとの意思疎通がなく、全く内容が噛み合っていない。特に、トップとしてのこの議案に対しての熱意とか思いが全く私の心に伝わってこない。このような状況で出発しても子供たちの安心・安全が確保できるのか、私は首をかしげます。

以上のことから、子育て支援施設として財産取得するならば、将来構想についてももっと真剣

に親子目線に立って審議し、今以上に計画性を持って進めるべきと判断し、反対とします。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 それでは、賛成討論をさせていただきます。

仮住まいののびすく、老朽化の児童館から、いよいよ議決されれば自前となる施設をリフォームされ、移転されようとしているわけですが、従来から子育て施設を利用されている方や当該職員から、またさまざまな方面から施設へのいろんな思いが寄せられていることと思います。そうした思いのこもった施設でなければなりません。また、木村部長にとって、太子町役場職員として最後の大事な仕事です。もし、いつかお孫さんとこの施設を訪れたときに、おじいちゃんがつくったんやでと胸を張って言えるような施設をどうかお願いしたい。また行きたい、何度も行きたいと喜んでいただける心の通う施設を願って、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 誰のための財産取得なのか。このたびの議案は、とりあえずあの土地建物を押さえておいて、今後どのように有効活用していくか考えたらいいい、そういう類いのものではありません。あくまで子育て支援施設として使用するための財産取得です。

先般の一般質問や福祉文教常任委員会において、質疑、意見させていただきました。しかし、町長を初め、当局の答弁は一貫性のないちぐはぐなものであり、本計画に主体性がないことが露呈しました。これから行う内装工事や、いずれ行うであろう倉庫解体後の敷地活用プランなどが全く示されておらず、その都度補正予算を組めばいいという安易な考えが見受けられます。最終的には一体幾らお金がかかるのかという全体像が見えてこない、そのような中で2つの視点に立って検証しました。

1つは、今現在子育てとは関係が薄い世代の視点、総合公園に隣接する地域の物件ということで、子育て以外にも町が活性化する、あるいはにぎわいが出るような場所として活用できないのか、特産品の1つでも売ればいいのかという思いがあります。しかし、当局の答弁では、この場所は子育て支援施設のためにしか使えない、使わないということでした。自分の家や会社のものを買うとき、どんな用途で、どんな仕様にするか、どんな目的で活用するか、予算はどれぐらいかかるか、当然初めに構成、構想を練り、見積もるものです。相場より安いからといって計画もなく、ましてや委員会においては現地を確認することもなく、どうして財産を取得できるのでしょうか。自分のお金ではないからそれでいいのでしょうか。最終的にあの場所でどれぐらいの費用をかければいいのかわからない、そんなものを簡単に買うと言うな、税金の無駄遣いをするな、議会もそれを簡単に承認するな、町民の方からそんな声が聞こえてきそうです。

もう1つは子育て世代、まさに今回の施設の利用者の視点です。待ちに待った自前の施設がやっとなのでといううれしい思いとは裏腹に、現場との打ち合わせは1回しか行っておらず、ママたちの意見、利用者である町民の声が全く反映されていないという事実、内装工事の内容については利用する子供の安全面について非常に配慮に欠けるものであります。支援スタッフについて、来年度からは人員を1人減らしており、これから自前の施設で事業をスタートするのにかなり後ろ向きなコストカットをしていること、利用者のママたちを不安にさせるような取り組みが、一体それで誰が喜ぶのか。ましてや、服部町長の利用者が想定が増えた場合はまた別の施設を考えればいいという趣旨の発言は、無責任かつ町民を軽視した発言で言語道断です。財産を取得した後で子育て支援の計画を立てても、そんなものは計画でも何でもありません。ただのアリ

バイづくりです。

以上のことから、太子町の子育て支援計画をゼロベースでやり直し、きっちりした計画をつくることを求めます。地域活性化の目的では使わず、子育て支援施設としてしか使えないのに、子育てする親や子供たちにとっての安全面や要望が満たされていない状態で財産を取得しようとしている。一体誰のための財産取得なのか。余りにも町民を置き去りの政策ではないか。このまま進めることは、太子町に子育て政策を後退させるに等しい行いであると思います。よって、この議案は否決すべきであります。そのことを強く申し上げて、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

玉田正典議員。

○玉田正典議員 このたびの案件は用地の取得が第一義で、肝心の子育て支援の支援策について具体的な協議がなされないまま、後づけありきで議案提出となった感が否めません。今後、拠点のあり方ということ計画性を持って十分に検討し、子育て支援策を町内外に広くアピールしてもらうことを意見として添え、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、原案反対討論をしたいと思います。

まず最初に、去る3月6日の福祉文教常任委員会の席で生活福祉部長のほうから、今後しっかりした計画をこの3月中にもつくって後輩に託したいと、そういう意見の表明がございました。このことに関しては非常に重く受けとめたいと思いますし、尊重したいと、そのように考えております。そして、この議案の趣旨である土地の取得、当該の土地に関しましては、町の発展のために非常に有益なものであり、そして30%の国の交付金がつくという意味で有利なものであるということは認めるものでございます。しかしながら、ここに至るまでの子ども・子育て支援事業に関する計画性が余りにも不足していると、やはり言わざるを得ないと、そのように考えます。

例えば、のびすくと児童館を一体化するということですが、それぞれに特徴が違います。あるいは、子育て世代包括支援センターひだまり、こちらとの連携をどうするのか。私は私見ではこちらのほうが重要ではないかと考えるのですが、そういう意味においては、例えば保健福祉会館の跡地利用をどうするかといった視点も出てくるでしょうし、あるいは旧庁舎跡の跡地をどのように活用するか、そのようなことも考えられるかと思えます。本来でしたら、そういった議論を十分に尽くして、しっかりした計画のもとに投資を行うべきではないでしょうか。

子ども・子育て事業の全体像を明確に描き、そして計画を綿密に立ててから投資をしたほうが、結局は有効な投資につながるのではないのかと、そのように私は考えます。子ども・子育て事業というのは、太子町発展のための好循環のために出発点となる大切な事業でございます。ですから、今後も町当局においてはしっかりと進めていただきたいと考えております。太子町のブランドともなる、そのようなものであります。今回、第6次太子町総合計画の出発年に当たりまして、子ども・子育て事業について、ここで一度しっかりとした計画を練ったほうが私は町のためになるのではないかと、そのように考えております。ぜひともしっかりとした計画のもとに投資の計画を立てて再度議案を提出いただきたい、そのように考えますので反対の討論といたします。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議案第14号財産の取得について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、前段として、今案件についても、太子町は町長不在の状態であることを認識されるものであります。情けなく、またこの時間を憂うものであります。

今案件については、当該地は周辺施設及び町としての未来を考えたときに有効的であり、今後の活用の可能性について期待があり、複合的に夢のある場所であると考えます。つけ加え、議案上程の主である財産取得に対しては、これも有効的であり、施策としての判断は前議会定例会の議案でも理解を受け認められたところであり、私も認め、評価するところであります。しかし、今定例会での当該地の事業実施について、本会議の質疑では担当部長の答弁、副町長の答弁、町長の答弁には統一性がなく、違和感があり、また福祉常任委員会での詳細の説明あるいは質問については主体を欠く部分があり、姿勢からも意欲的な取り組みでないと不安を感じざるを得ないところがあります。事業実施に向けた評価と取り組みには誰が聞いても疑問を感じるころがあります。その中で当局は所管委員会において本会議の質疑から検討を進め、方向を示す発言があったことは議会の意見に対応し、検討があったことは認め、期待するところでもあります。そもそも子ども・子育て支援事業について、太子町としての事業主体をこれまでも確立できていないことの議論は、過去からの取り組みにおいて当局のみならず、議会も責任を担っており、きょうまで取り組んできたのびすく事業に対して、この機に議論すべきは未来に向けた研究、確立された事業主体からの事業への取り組みと現在実施の事業の過去からの取り組みに対する反省を踏まえた、その事業への責任であります。また、取り組んできたことに対して事業の主体を確立できていない中で、当局にこの現時点でのタイミングで求めることも現状ある実態から期待は持てません。その理由は総合的な公共施設の活用のあり方及び政策的な取り組みにおいて未来を見据えていないことにあり、その取り組み計画の過渡期であると見受けるところでございます。

また、前段で述べた町民から選ばれた唯一のトップの政治力と機動力のなさが政策決定のお粗末さを浮き彫りにし、目標を明らかに見出せない。答弁等の中で使われた拠点という言葉、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から出されている行政文書、地域子育て支援拠点事業についてがありますが、その中身に沿いながらのものとして解釈も見受けておりますが、中でもその中にある取り組みの（エ）に示されるその他拠点施設を拠点とした市町村独自の支援事業の実施とあります。その独自という言葉に何を重視されているかを理解すべきであります。地方自治体の主体と自立が求められる中で、太子町の実態から計画がなされるべきで、事業の主体を欠いている取り組みが課題であることは、太子町にも突きつけられているということを考えます。児童厚生施設である児童館についても合併させるという答弁もあったが、現時点で安易に発言すべきでない決定レベルであると考えております。それらのそういった意味からも、本案件に対しては福祉文教常任委員会でも附帯意見として、太子町としての子ども・子育て支援事業におけるビジョンの早期確立と当該地での事業実施における支援拠点として必要な予算措置を講ずることの2点を意見した上で認めるところであります。

そして、何よりも財産取得に対する予算については地域活性化事業債であり、有利な財源措置を講じていることと、中でも子ども・子育てに対応しているものとして決定したことは服部町政以前から間借り状態での事業実施については対応を進めていたこと、当該地に目をつけてアプローチしていたことも鑑み、反対することは夢ある土地を見過ごし、条件や状況をよいものときなくなる可能性があり、好機を逃すことになってしまう。よって、私は反対とすべきでないと考えます。また、未来における公共施設やさまざまな事業のあり方、該当事業に対する方向性が変わるにしても、行政の取り組み実態から全くあり得ないことであってもならないと考えます。た

だし、答弁でもあった急に決まった感が先に立つようなことでは、さまざまな立場の方々から誤解を招くのは必然であり、今後改めた姿勢を期待したい。本案件の対応については、現場と担当課、つまりは利用者との距離、また原の公民館、旧農村交流センターの今後についても、過去からきょうまでの中で、また本案件に取り組む議論の中で課題が見出せたはずであります。1つの事業実施から関連し発生する、いえ、改めて確認できる課題に対しても対応することは、これまでに判断した町政としての責任があることは改めて肝に銘じてもらいたいということを申し添え、我々議員もその責任を受けとめた上で判断していかなくてはならない。そこを確認した上で、本案件に対する賛成の立場としての討論とします。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 反対の立場から討論をさせていただきます。

今回、このような問題を起こしている最大の理由は太子町長のビジョンのなさ、これが最大の問題の発端だと考えます。町長は以前、私の一般質問において、ビジョンを示してほしいと言ったときに、ビジョンを示したら、そのビジョンが達成しなかったら私を責めるでしょ、だから私はビジョンを言わないのですというようなことを言って全くビジョンを示そうとしなかった、これが一番の町長の体質だと私は考えてます。今回も、この子ども・子育ての明確なビジョンを、今何かつukってるとというような意見もありましたけれど、結局このままこれを賛成で通したら、恐らくまたビジョンもうやむやになるのではないかと。今回は、ともかく一旦、町長に猛省を促す意味においても反対いたします。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 賛成討論をさせていただきます。

問題点もあるかとは思いますが、子供たちの未来のために、そして太子町の子供たちが伸び伸び育つ施設になるよう整備や体制づくりに努力していただきたい、それだけは約束していただけると信じまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（多数賛成）

○議長（藤澤元之介） 賛成多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第20号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め



る条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第21号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号太子町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第24号太子町町医及び太子町公立学校医設置条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第27号太子町立町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第31号 令和2年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長(藤澤元之介) 日程第13、議案第31号令和2年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、令和2年度一般会計予算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

令和2年度一般会計予算委員会委員長中薮清志議員。

○中薮清志議員 一般会計予算委員会に付託されました議案について、委員会審査報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第31号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、令和2年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月12日木曜日午前10時から午後5時17分。令和2年3月13日金曜日午前10時から午後5時。令和2年3月16日月曜日午前10時から午後4時24分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過については、別紙のとおり。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

(3)会議録は、後日希望者に配付する。

令和2年度一般会計予算委員会・審査報告書。

1、審査にあたって。

(1)付託案件の令和2年度兵庫県太子町一般会計予算の審査にあたっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料の提出を求め、慎重に審査した。

(2)補助説明員として、課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求め

た。

(3)歳出予算について、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い審査した。

2、審査意見。

全般について。

1、各事業や施策についての主体や方向性を確立し、太子町の取り組みが見えるようにすること。

歳入について。

1、課税公平の原則から税務調査等適正な税務行政を執行するとともに、悪質な滞納者に対して適切な措置をとり、不納欠損、収入未済の減少に努めること。

2、法人町民税は、産業発展の観点からも法人育成に努め、必要な環境整備を行い、税の増収に努めること。

3、受益者負担のあり方を検討し、各施設の利用率の向上にも努め、財源確保を図ること。

4、ネーミングライツなど自主財源を安定的に確保できるよう計画的かつ継続的に事業展開すること。

5、国や県からの補助金活用のために研究及び情報収集に努めること。

歳出について。

(1)各款共通事項について。

1、予算執行に当たっては、社会環境の変化や現状の課題を検証研究した上で適正に行い、次代につなぐために必要な予算は確保すること。

2、職員の専門性を考慮した雇用と配置に努め、効果的な研修を実施し、さらなる質の向上と職場環境の充実を図ること。

3、新型コロナウイルス感染症発生について、感染拡大防止に向け具体的な早期の対策を講じ、予算措置が必要な場合は予算計上し、町民の安心安全に努めること。

4、委託料に関しては、メリットとデメリットを意識した上で効果的な利用に努めること。

5、第6次太子町総合計画に沿った町の長期的な発展に向けた大きなビジョンを描き、関連する部課の横断的な参画による行政を展開すること。

(2)各款の予算について。

①総務費。

1、自治会や地域の担い手となる団体のあり方について、将来像を明確にした上で政策に反映すること。

2、提案型協働事業について、さらに推進していくため、広く周知するとともに、助成後も継続的に活動をしっかりフォローすること。

3、公共施設のあり方について、公共施設管理アドバイザーの助言を得つつも、町が主体性を持って計画すること。

4、財務システムの構築においては、決算書の最適さのみならず、予算作成にも参考となる最適なシステムを選択すること。

5、備蓄用物資について、災害、感染症の流行などに対応するため、適切に管理保管すること。また、使用期限等にも十分留意すること。

②民生費。

1、保育所の給食において、先生と園児が同じ給食を食べるという食育に取り組むこと。

2、児童厚生員、保育士の雇用条件などの内容について、周知徹底を行い、現場に見合った人材獲得に努め、施設の場所、将来の利用者数を見込んだ適切な計画を立て、事業の主体を確立す

ること。

3、児童手当過払金返還金は、不納欠損にしないよう徴収を徹底すること。

4、福祉会館の今後の利用計画は、長期的展望を持ち、今から取り組むこと。

5、子ども・子育て支援に係る事業においては、担当課を横断して連携を図りながら子育て支援策を計画、実施すること。

6、老人クラブへの対応について、可能な限り活性化と活動の維持を工夫、検討し、協力関係の構築に努めること。

7、自殺対策はさらに調査研究し、全力で取り組むこと。

③衛生費。

1、墓園事業に係る事業内容の見直しを行い、繰出金がなくなるように努めること。

2、上太田瓦礫処分場借地料は、適切な料金への改定及び買い取り等の交渉の努力をすること。

3、経済的情勢を考慮し、資源ごみ集団回収運動の適正な仕組みを整えること。

4、一般ごみ収集運搬業務については、行政が担うべき責任を重視し、多角的、本質的な視点に立って進め、入札も含め検討すること。

5、揖龍保健衛生施設事務組合に対して太子町としての主体を確立し、事務組合で取り組む合理性と有効性を活かした行政に努めること。

④農林水産業費。

1、負担金・補助金を支出するときには、農業政策に合致しているかとその効果をよく考えて支出すること。

2、有害鳥獣駆除に関しては、その捕獲したシカ、イノシシはジビエとして特産品などになるよう努めること。

⑤商工費。

1、特産品の開発、拡充になるよう補助金の支給基準を明確にし、事業者をサポートすること。

2、創業支援について、広報の仕方などを工夫し、費用をかけ、効果と成果につなげること。

3、観光協会に補助金を出すことにとどまらず、行政としての取り組み姿勢を確立すること。

⑥土木費。

1、道路舗装について、ガス管理設工事と重ならないように無駄のない形で取り組むこと。

2、公園のトイレなど、助成金等を活用し、整備できるように取り組むこと。

3、旧庁舎跡地利用に関して、調査結果を公表し、町民から求められるものに活用できるように検討すること。

4、地籍調査は、できるだけ早期完了を目指すこと。

5、狭あい道路整備等促進事業は、制度を住民に浸透させて計画的に行うこと。

⑦消防費。

1、企業連携消防団も含む消防団員の確保に努めること。

⑧教育費。

1、子供の安心安全のため、幼稚園にも防犯カメラを設置すること。

2、スクールソーシャルワーカーの専門知識や技術を活かし、子供たちの抱えている問題を解決すること。

3、給食センター建設工事をスケジュールどおりに確実に実施すること。

4、図書館事業について、子供たちが利用しやすいサービス面などの工夫を含め、総合的な利

用率の向上に努めること。

5、感染症予防教育を進めること。

6、学校園医等との連携のもと、児童・生徒の健康管理意識の向上に努めること。

7、子育てに関して、福祉分野と教育委員会分野での事業を横断的に行えるよう努めること。

8、トライやる・ウィークは、町の協力事業者とともに、さらに子供の教育に役立つものになるように努めること。

9、町の文化財を町民に知ってもらえるよう調査、広報、保護すること。

10、スポーツ推進を図り、施設利用とともに取り組み工夫を行うこと。

以上になります。

○議長（藤澤元之介） 以上で令和2年度一般会計予算委員会委員長中薮清志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案31号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第32号 令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第15 議案第33号 令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第16 議案第34号 令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第17 議案第35号 令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（藤澤元之介） 日程第14、議案第32号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第17、議案第35号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました特別会計予算4件について、委員会審査報告書を読ませていただいて報告とさせていただきます。

まず、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定に

より報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第32号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月6日金曜日午前10時から午後5時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①令和6年に保険料納付金が県で統一化がされるが、それによって太子町によく影響は出るとの質疑に、令和6年ごろには団塊の世代は後期高齢者へ移行する、しかし太子町は団塊の世代の次の世代も多くいる状況で、本来ならば次の世代も町単独で支えなければいけないが、県全体で支えるのでメリットがあるのではないかとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第33号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月6日金曜日午前10時から午後5時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①介護予防事業で目新しい効果的なものはとの質疑に、介護予防教室の中でまほろばの里と太子の郷でそれぞれ年4回、運動、口腔、栄養や認知症等のメニューがあり、介護予防への深い理解が得られると考えているとの答弁があった。

②安心見守りコール事業の加入者数と今後の展開はとの質疑に、1月末現在84名が登録しているが現在減少傾向にある、また民生委員、自治会、地域包括支援センターとの協力により情報を共有しながら展開していきたいとの答弁があった。

③減少の理由はとの質疑に、死亡または施設への入所などが原因であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第34号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月6日金曜日午前10時から午後5時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①特定健診は増加しているが歯科検診は減少している原因はとの質疑に、歯科検診は無料クーポンにより無料で受診できるが、まだ浸透していないため、今後てこ入れしたいとの答弁があった。

②どのようにてこ入れするのかとの質疑に、広報等により重ねて周知することと、クーポン券配布時にその趣旨を理解できるようにしていきたいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第35号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月6日金曜日午前10時から午後5時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①以前、当委員会から墓所購入者が少しでも増加するためのニーズ調査を実施するよう提言したが、実施されなかったが、その理由はとの質疑に、現在購入の伸び悩み、墓所の返還や合葬墓への風潮の流れ、また自治会管理の墓所等も含めて合葬墓へのニーズが増えていくものと考えている。しかしメモリアルパーク内で合葬墓を建てることはできないと考えているので慎重にアンケートを行わないと難しく、実施していないとの答弁があった。

②メモリアルパーク1区画はほかに比べて面積も広く値段も高いので、1区画の面積を小さくして単価を下げてはどうかとの質疑に、空き地が点々としており、また墓離れが進む状況で、1区画の面積を小さくし、投資してもいかなものかの答弁があった。

③維持管理ができるよう返還率を考慮してはどうかとの質疑に、現在の使用者の墓所返還率は購入額の2分の1だが、例えば今から4分の1に率を下げるとか、5年以上経過した者には返さないとかになると、不利益処分の遡及適用あるいは契約違反になる。また今後新たな購入者についても率を下げる等の契約にすると住民感情としてどうかという話もあり、難しいとの答弁があった。

④一般会計から繰り入れしている現状をどう認識しているのかとの質疑に、一般管理費は墓所使用料、墓園管理費は墓園管理料で賄っている、そのうち一般会計繰入金は一般管理費に充当している、墓園使用料が増える、すなわち墓園購入者が増えないと予算が成り立たないので一般会計繰入金にお願いしているとの答弁があった。

⑤合葬墓にかかわらず、細かなニーズに対応できるような事業展開のニーズ調査を行ってはどうかとの質疑に、一般会計繰入金で運営している以上、ニーズに対応して施策を展開する考えは行政側として無責任かと考えている。墓が必要でないと思える人はゼロではないと思うので、今後必要とする人をいかに見つけていくか、どのような方法があるのか、他の公立の実例等を学びながら研究していきたいとの答弁があった。

⑥町有災害保険料について、メモリアルパークの山の斜面は土砂災害警戒区域であるが、それと関連はあるのかとの質疑に、この保険は駐車場の休憩所、トイレ等の建物の保険であるとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、4件、よろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 以上で福祉文教常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第32号令和2年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第33号令和2年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第34号令和2年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第35号令和2年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(多数賛成)

○議長(藤澤元之介) 賛成多数です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第36号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算

日程第19 議案第37号 令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算

○議長(藤澤元之介) 日程第18、議案第36号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算及び日程第19、議案第37号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算を一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

○清原良典議員 それでは、総務経済建設常任委員会に付託をされました議案第36号、議案第37号の審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第36号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月9日月曜日午前10時から午後2時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①吉福浄水場は廃止する方向であるのに、そこに管路整備する必要性はとの質疑に、吉福水源地は浄水機能を砂ろ過で行っており、老原浄水場は膜ろ過処理を行っている、吉福浄水場を廃止

するにしても、そのろ過装置を経ずに配管を老原まで持って行って膜ろ過処理を通して配水池に上げ導水していく機能を詳細に詰める実施設計であるとの答弁があった。

②配水施設改良費について説明を求めるとの質疑に、福地地内の送水管更新工事として、直径400ミリの水道管を1.5キロ布設する工事については吉福から立岡山への送水管を更新し、将来的に導水管に転用することである、次に太子御津線、網干線を県が道路事業行っている部分について水道管を入れる必要があるための実施設計。次に県が岩見構で行っているほ場整備の中で水道管が支障となっているので移設工事を単年度で行うもの。また雨水1.4号幹線配水管移設工事で、これは下水道工事、雨水幹線の整備工事に伴い、約200メートルの区間で水道管が支障となるので移設する工事であるとの答弁があった。

③減価償却で設備投資をしていく計画だが、利益関係など考慮しているのかとの質疑に、減価償却費が少ない割に建設工事費が大きいという中で、減価償却も十分行っていた中で利益が出ている状況で整備を進めるのが本来の形であると考えているが、どうしても企業債も借りながらになる、この起債が大きな負担とならないように料金改定も検討しながら収入を増やすことに努めるとの答弁があった。

④水道管の性能もよくなったが、どのぐらいもつのかとの質疑に、耐用年数については基本的に40年となっているが、実際は1.5倍の60年くらいで管路更新していくものと考えているとの答弁があった。

⑤吉福浄水場を廃止する中で、機器類の更新についてはどうなのかとの質疑に、今の計画では令和5年くらいに浄水機能を廃した形で水源機能に移す予定をしているので、長期的に使うような機器の更新は考えていないとの答弁があった。

⑥水道料金について、県水と町の単価は幾らなのかとの質疑に、県水は137円、町の給水原価は平成29年度実績で115円であるとの答弁があった。

⑦業務の予定量で戸数は80軒ほど増えているが、給水量が減っているのはどのように考えるのかとの質疑に、太子町はアパートが非常に多い町であり、ひとり暮らしや2人暮らしの家庭が増え続けている、大家族が徐々に減っていることもあり、戸数自体は増えているが使用量自体は下降傾向にあるとの答弁があった。

⑧借り入れにおいて利率3%以内といつも書いてあるが、高過ぎるのではとの質疑に、今回見直しには至っていないが、確かに低金利の状況の中、検討したいとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第37号。付託年月日、令和2年3月5日。件名、令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和2年3月9日月曜日午前10時から午後2時36分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。主な質疑答弁。

①工事請負費1億5,500万円の内訳を説明願いたいとの質疑に、開発工事で下水道が必要になり、公共ますの設置を8カ所ほど見込んでいる、「造成工事等があったときに本管を延ばす少し大きな工事のために費用を置いている」、「雨水1.4号幹線整備工事で約200メートル整備する工事費である」、「町内15カ所の汚水マンホールポンプがあり、更新時期を迎えている4カ所分の通報装置の更新を行うものである」、「町内にたくさんのマンホールぶたがあり、傷みのひどいものから10基ほど交換を見込んでいる」、「舗装復旧は、今回工事を行うところの本復旧工

事をやる」との答弁があった。

②雨水1. 4号幹線工事において、周辺住民の対応も含めて説明を求むとの質疑に、来年度には主に地下埋設物等の移設工事を中心に行い、その後、本体工事にかかる。令和2年、3年とある程度集中的に行うが、舗装や復旧工事等も含めて場合によっては令和4年にかかることも考えている。工事中は安全を確保しながら進めていくが、自治会の説明会に行きたいとの答弁があった。

③設備費、減価償却費が大きくなっているが、上水道のように今後かなり更新していくのかとの質疑に、上水道と同じく減価償却していきながら更新費用を積み立てていかねばならないが、汚水については昭和60年代、平成の初めから汚水整備を始めたこともあり、すぐに更新が続くものではない。平成2年ぐらいから平成17年ぐらいまでに集中的に整備したので、後年度にその部分の更新が一挙に出てくることもあるので、今から費用をためておく必要があるとの答弁があった。

④社会資本整備交付金について説明を求むとの質疑に、今までの補助金制度と違って横断的には使えるとなっているが、防災の効果として公園があったり、下水道があったり、どのようなプログラムの目標の中に今回の事業が乗っているかということが非常に大事で、全然違う目的のところへお金を持っていくことはできないとの答弁があった。

⑤職員数で(1)はどのように考えたらよいのかとの質疑に、括弧書きは再任用短時間勤務職員のこと、別に1名がいるとの答弁があった。

⑥前処理場会計がここに組み込まれてから5年ほどがたち、生汚泥の運搬等で経費削減に向けやられているが、排出業者と面談して前向きにという考えだったがとの質疑に、最近お話をして皮革産業を取り巻く状況、経営状態、また今後の経営方針について話をした、その中で3つほどの方法があることはお互いに共通認識をしている、「個別に小型化したような浄化装置で下水道に直接放流できないか」、「他市町の汚水処理場に流入できないか」、「ほかの場所に工場を移転していただくということで跡地を行政が利用させてもらうという総合的な話」、この方向性で現在も話をしているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 以上で総務経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午前11時52分)

○議長（藤澤元之介） 再開いたします。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第36号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第37号令和2年度兵庫県太子町下水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第20 意見書案第1号 災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書の提出について

○議長(藤澤元之介) 日程第20、意見書案第1号災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、意見書案第1号の提出についての提案理由を説明いたします。

件名は、災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書でございます。

提案理由は、近年各地で災害が相次ぐ中、災害時における瓦れき処理等のボランティアのみならず、心のケア等の福祉的ボランティアの参加も不可欠となっている。しかしながら、交通費や宿泊費等の費用面の負担から参加できない人が多いことが明らかになっており、ボランティア不足を生み出している。被災地に、より多くのボランティアを集める官民協働の社会システムを構築するよう強く要望するものであります。

以上が提案理由となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長に御一任いただきたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第21 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（藤澤元之介） 日程第21、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回太子町議会定例会（第484回町議会）を閉会します。

（閉会 午前11時59分）

~~~~~

#### 議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月25日の招集以来、本日まで29日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件は一般会計、特別会計、企業会計、合わせて総額229億4,660万6,000円の令和2年度当初予算を初め、各会計の補正予算、条例の制定など多数の重要案件でございました。議員各位には、この間、終始熱心に御審議を賜り、ここに全て滞りなく議了することができましたことは町勢発展のため、まことに御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。

また、町長を初め、町当局各位の議会審議に対しまして真摯なる態度に深く敬意を表しますと

ともに、審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては、今後の町政執行に十分に反映されますよう強く望むものでございます。特に、新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますよう強く望むものでございます。

さて、春の訪れが感じられる季節となってまいりましたが、議員各位にはこの上もなく御自愛いただきまして、町政進展のため、なお一層の御精励を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、3月をもって退職されます木村生活福祉部長、八幡経済建設部長におかれましては、長い間本当に御苦労さまでございました。今後は健康に御留意され、第二の人生を歩んでいただきたいと思っております。

以上をもってまことに簡単措辞でございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長挨拶

○町長（服部千秋） 令和2年第1回太子町議会定例会（第484回町議会）を閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る2月25日から開会されました今期定例会におきまして、議員各位には議案が多数にもかかわらず、本会議並びに各委員会を通じて慎重に御審議をいただき、その御労苦に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。おかげをもちまして、本日をもって令和2年度予算案並びに各種重要案件につきまして滞りなく議了していただきましたことを厚くお礼申し上げます。なお、審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

日を追うごとに暖かい時節となってまいりますが、議員各位におかれましては町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、我が国全体が大変な状況になっております。議員各位におかれましても、健康に御留意されながら御活躍されますことをお祈りいたしまして、定例町議会の閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤澤元之介） それでは、閉会いたします。

どうも皆様お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 藤 澤 元 之 介

署名 議員 清 原 良 典

署名 議員 中 島 貞 次